

民事裁判実務2 (制限能力者の保護)

【講義のポイント】

- 1 制限能力者保護
- 2 意思表示の取消とその効果
- 3 訴状と答弁書
- 4 裁判所と管轄
- 5 補助参加の意義

【事例】

(Aの言い分)

私は、広島県の郡部の出身で、祖父から無償で譲り受けた広島市内の土地を所有していました。

私は、地元の高校卒業後は大阪の大学に進学し、大阪市内のアパートで暮らしていましたが、そうした19歳のある時、広島県からBという親戚の人がやってきて、あなたが持っている土地を1000万円で売ってほしいと言ってきました。当時、私は両親からの仕送りも少なく、生活に困っていましたので、喜んでBの話に乗り、Bの言うままに売買契約書に署名捺印し、登記に必要な書類をBに渡しました(このとき、両親の同意書が必要だったのですが、両親には言いにくいと言いますと、Bが両親にうまく言って同意書を取り付けてきたらしいです。両親は売買に同意していません。)。売買代金の1000万円は受け取りましたが、趣味や遊興費に使ってしまい、現在では残っていません。

それから数年が経過し、現在では私は大阪市内の会社に勤務していますが、田舎の両親が私に対し、「お前、あの土地をどうしたのだ、Cという人が駐車場にしているぞ、土地を取り戻せ。」と言ってきたのです。私自身が売却した土地なのですが、取り戻す方法はあるのでしょうか。なお、私が売った土地は、私からBへと所有権移転登記がなされた後、BからCへと所有権移転登記がなされ、現在、Cが駐車場として使用しています。

(Cの言い分)

私は、広島市居住の一般市民であり、駐車場用地をさがしていたところ、たまたまBが所有している土地が売りに出されていることを知り、Bから3000万円で買い受け、Bから所有権移転登記を受け、引渡しも受けて現在駐車場として使用しています。

このたび、Bの前所有者だというAが私に対し、登記を元に戻せとか、土地を返還せよ

と要求していますが、私は全くの善意の第三者でありますから、そのような要求に応じることはできません。

第1 原告Aの被告Cに対する訴状

1 検討

- (1) Aは、本件土地の元所有者であるが、AからB、BからCへと所有権移転登記が経由され、占有もAからB、BからCへと移転している。AからBへの所有権の移転原因はA B間の売買契約であり、BからCへの所有権の移転原因はBからCへの売買契約である。
- (2) このような事案において、Aの立場に立つて、AがCから登記簿上の所有名義と占有を回復するための方法があるのかと言えば、それはあり得る。AからBへの売買契約の当時Aは未成年者であり、親権者の同意を得ていなかったからである。民法5条2項により、Aは売買の意思表示を取り消すことができる。AのBに対する売買の意思表示が取り消されて無効になれば、A B間の売買契約は無効になり、Bは所有権を取得できない。その結果、B C間の売買契約が有効に締結されていても、売主のBが所有権を有していない以上、Cは所有権を取得できない^{*1}。結局、Cの登記簿上の所有名義には法律上の根拠がないし、占有についても占有権原がないことになる。

2 請求の趣旨はいかにあるべきか。

- (1) 被告は、原告に対し、本件土地につき、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ^{*2}。
- (2) 被告は、原告に対し、本件土地を明け渡せ。
- (3) (2)につき仮執行宣言^{*3}

3 請求原因はいかにあるべきか。

- (1) 本件土地はもと原告の祖父の所有であったが、原告が贈与を受けて所有権を取得した。
- (2) 本件土地につき、被告は登記簿上の所有名義を有しており、また、本件土地を占

*1 CがBの登記を信頼して買い受けたとしても、登記を信頼した者を保護する制度はないから、Cは保護されない。これを登記には公信力がないという。

*2 Aは、BとCを共同被告としてそれぞれの所有権移転登記の抹消登記手続を求めることもできるが、上記のようにCのみを被告として登記名義の回復を求める簡便な方法もある。

*3 登記手続を求める判決主文には仮執行宣言を求めることはできない。

有している。

(3) よって、原告は、被告に対し、本件土地の所有権に基づき^{*1}、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続と本件土地の明け渡しを求める。

4 上記の請求原因でも間違いではない。しかし、次のように書くこともできる。上記の請求原因構成からすれば、棒線部分の(2)は抗弁(の先行自白)、(3)は再抗弁となるのであるが、被告が抗弁として(2)を主張し、原告が(3)の再抗弁を主張することは確実と予想されるので、これらを請求原因に繰り上げたのである。

(1) 本件土地はもと原告の祖父の所有であったが、原告が贈与を受けて所有権を取得した。

(2) 原告は、平成〇年〇月〇日、訴外Bに本件土地を1000万円で売り渡した。

(3) しかし、その当時原告は19歳の未成年者であったから、原告はBに対し、平成〇年〇月〇日、売買の意思表示を取り消した^{*2}。

(4) 本件土地につき、被告は登記簿上の所有名義を有しており、また、本件土地を占有している。

(5) よって、原告は、被告に対し、本件土地の所有権に基づき、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続と本件土地の明け渡しを求める。

第2 答弁書

1 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

2 請求原因に対する答弁

請求原因(1)ないし(4)は認め、同(5)は争う^{*3}。

3 抗弁

(1) 抗弁はあり得るのだろうか。どのような抗弁があり得るかを検討すること。「善意の第三者である。」という抗弁があり得るのかどうかを特に検討すること。法律を学んでいない人は、「善意の第三者」という言葉をしきりに使用するが、善意の第三者を保護する法律の規定が存在しない場合には、意味のない主張である。民法

*1 登記請求権の発生原因についてはいろんな考え方があるが、上記は所有権に基づく妨害排除のような考え方である。

*2 訴訟外で取消の意思表示がなされたものとする。

*3 請求原因(1)と(3)は不知でもよい。

は、善意の第三者を犠牲にしても制限能力者を保護するという態度を取っている。強迫による意思表示をした人についても同様である(民法96条)。

(2) 抗弁として、次の主張ができるかを一応すべきであろう。

ア 制限能力者の詐術(民法20条)

イ 追認(民法122条)又は法定追認(民法125条)

ウ 取消権の消滅時効(民法126条)

第3 その他の問題

1 原告はどの裁判所に訴訟を提起できるか。裁判所法と民訴法の規定を研究せよ。

(1) 民事事件の第1審を受け持つのは、地方裁判所と簡易裁判所である。訴額が140万円を超える事件は地方裁判所が扱い、140万円以下の事件は簡易裁判所が扱う。もっとも、不動産に関する訴訟は訴額が140万円以下であっても地方裁判所に提起できる(裁判所法24条, 33条)。地方裁判所と簡易裁判所との管轄の区別を事物管轄という。

(2) 次に、全国各地にある地方裁判所や簡易裁判所の中で、どの地方裁判所や簡易裁判所に訴えることができるのかは、土地管轄の問題である。民訴法4条によれば、原則として、人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所(原則として被告の住所地)の管轄に属することになっている(普通裁判籍)。しかし、それ以外にも多くの例外が認められており、民訴法5条に財産権上の訴えについての管轄が定められている。その中では1号の「義務履行地の裁判籍」が実務上特に重要である。これは債務を履行すべき場所の管轄裁判所に訴えることができるという規定であるが、債務を履行すべき場所については、民法484条に規定がある。同条によれば、特定物の引渡し債務については債務の発生当時その物が存在していた場所が債務の履行場所であり、それ以外の債務については「債権者の現時の住所」が債務の履行場所とされている。そうすると、金銭債務については、義務履行地は債権者の現在の住所であるから、貸金返還請求訴訟や損害賠償請求訴訟などについては債権者すなわち原告の現在の住所を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。

(3) そこで、本件の管轄について考えてみると、本件は、所有権移転登記と土地明渡請求権を訴訟物としているのであるが、事案から見れば訴額は140万円を超えそうだし、不動産に関する訴訟であるから地方裁判所に訴えることができる。それではどの地方裁判所に訴えることができるかと言えば、次の裁判所が考えられるが、結局、広島地方裁判所に訴えるほかなさそうである。

- ア 被告Cの普通裁判籍のある広島地方裁判所
- イ 特定物の引渡し債務の履行地として広島地方裁判所
- ウ 不動産に関する訴え(民訴法5条12号)として広島地方裁判所
- エ 登記に関する訴え(民訴法5条13号)として広島地方裁判所

2 被告が自己を補助させるためにBに対してとり得る民訴法上の手段は何か。

- (1) Aから訴えられたCとしては、AとBとの間でどのようないきさつがあったのかについて知識がないのが普通である。
- (2) そこで、被告のCは、訴訟の当事者になっていないBに訴訟を告知し、自己を補助させるため訴訟に補助参加させる方法がある(民訴法42条)。

3 訴訟提起に先立って、原告が講じておくべき民事保全法上の手続は何か。

- (1) 処分禁止の仮処分
登記請求権を保全するための仮処分である。
- (2) 占有移転禁止の仮処分
明渡請求権を保全するための仮処分である。

4 被告敗訴の場合に、被告からBに対して請求できることがあるか。

被告CはBから有効に本件土地を買い受けたにもかかわらず、所有権を取得できなかったのである。結局、BとCとの間の売買契約は、他人Aの所有に属する不動産を売買の目的物としたことになる(民法560条の他人の権利の売買)。Bは本件土地をAから取得してCに移転すべきなのであるが(民法561条)、それができない。したがって、買主Cは民法561条に基づき売買契約を解除して、支払済みの売買代金3000万円の返還を求めることができる。

5 BはAに対して支払った売買代金の返還を請求できるか。

Aが取消権を行使した結果、AB間の売買契約は無効になったのであるが、Bは、売買代金として1000万円をAに支払っているから、Bは1000万円全額をAから返還を受けることができそうである。しかし、ここでも制限能力者保護の規定が働き、Bの請求には制限がある。すなわち、民法121条は、「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。」と定めているからである。Aは、現存利益しか返還義務を負担しない。本件では、売買代金として受領した1000万円を「趣味や遊興費に使ってしまい、現在では残っていません。」というのだから、Aには現存利益はなく、一銭も返還しなくてよいことになる。